

静岡学園中学校・高等学校生徒会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、静岡学園中学校・高等学校生徒会（所在地：静岡市葵区東鷹匠町25）と称する。

第2条(目的及び活動)

本会は、本校の教育方針に従い、会員の自主的な活動によって会員相互の団結親睦をはかり、学校の発展に寄与することを目的とする。

本会の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学芸、体育に関する活動。
2. 校内外における生活向上に関する活動。
3. 地域社会貢献に関する活動。
4. その他目的達成に必要な活動。

第3条(規約)

本会は生徒の活動をより円滑に行うため、規約を定める。

これを静岡学園中学校・高等学校生徒会規約と称する。

第4条(会員資格)

生徒は本校の入学と同時に本会の会員となり、卒業又は転退学によりその資格を失う。

第5条(会員の権利と義務)

1. 会員は、あらゆる機会に平等の発言権・選挙権・被選挙権を有し、それぞれの機関を通して本会の運営に関与することができる。
2. 会員は役員および各機関に対して解職・解散を請求できる。
3. 会員は常に規約に従い責任ある行動をとり、会員相互の福祉をはかり、本会の円滑健全なる運営に協力する義務がある。
4. 中学生は、被選挙権を高校生から有する。
5. 会員は、別途定められた会費を納入する。

第6条(機関)

本会の目的を果たすため、次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 執行委員会
3. 代表委員会
4. 専門委員会
5. 選挙管理委員会
6. 学級（ホームルーム）
7. 部長会

第2章 生徒総会

第7条(生徒総会の地位)

生徒総会は、全会員によって構成され、本会の最高機関であって、唯一の決議機関である。

第8条(生徒総会の目的)

生徒総会は会員の望む生徒会を運営するため、会員の意見提案・意思決定の場であることを目的とする。

第9条(機能)

生徒総会は、目的を達成するために必要な事項の決定及び承認をする機能を持つ。

第10条(生徒総会の召集)

生徒総会は、原則として毎年1回、9月に召集する。

第11条(臨時総会)

代表委員会、または生徒会長は、学校長の承認を受け、臨時総会の召集を決定することができる。

第12条(定足数)

生徒総会は全会員の3分の2以上の出席により成立する。

ただし、高校3年生が出席できない場合には、定足数を高校1・2年生及び中学生の3分の2以上とする。

第13条(表決)

議事は、特に定めてある場合を除いて出席会員の過半数を以てこれを決議とする。

第14条(議長)

議長は、生徒会長の指名とする。

議長は、生徒総会の議事進行を司る。

議長は公平で中立な議事進行の義務を負い、会員は議長の指示に従わなければならない。

第15条(会員の発言権)

会員は生徒総会に於て、秩序を乱さない限り、いかなる場合も発言権を制限されない。

第3章 執行委員会

第16条(執行委員会の地位)

執行委員会は本会の唯一の執行機関である。

第17条(生徒会長の地位)

生徒会会長は執行委員会・代表委員会を主宰し、生徒会を代表する。

第18条(執行委員の目的)

執行委員は生徒総会及び代表委員会の決議に従い、会員の望む生徒会を運営する。

第19条(構成)

本会には次の役員を置く。

1. 生徒会長1名
2. 副会長2名
3. 書記2名
4. 会計2名
5. 放送局長1名
6. 広報局長1名
7. ボランティア局長1名
8. 祭典局長1名

以上の者を執行委員とし、執行委員会を構成する。

第20条(執行委員の選出)

1. 生徒会長、副会長は、会員の記名投票によりこれを高校生から選出する。その他の執行委員は生徒会長の推薦にもとづき、学校長がそれぞれこれを任命する。
生徒会長・副会長の選挙は6月に行い、7月に就任し前任者と交替する。
2. 生徒会長が、上記執行委員とは別に、補助役員を任命することができる。

第21条(執行委員の任務)

執行委員の任務は次の通りである。

1. 生徒会長は、生徒会を代表して会務を総括し、生徒総会・代表委員会の決議事項を実施する。
2. 副会長は、生徒会長を補佐し、生徒会長に事故があった時にはこれを代行する。
3. 書記は、すべての会議の議事を記録する他、生徒会活動の記録を保管する。
4. 会計は、生徒会に関わる予算の編成並びに会計報告をする。尚、会計事務は、中高事務局に委託する。

第22条(執行委員の任期)

執行委員の任期は1年とする。ただし再選は妨げない。

第 23 条(兼任の禁止)

執行委員は同時に 2 つの役員を兼ねることはできない。

第 24 条(執行委員会直属の組織)

本生徒会の活動の充実を図るため、次の組織を執行委員会直属の機関とする。
各組織の長は、執行委員会に属する。

1. 放送局

学校生活における放送全般を統括する。

2. 広報局

生徒会会誌の編集、発行。

3. ボランティア局

ボランティア活動の企画立案、実施。

4. 祭典局

祭典の企画立案、実施。

第 4 章 代表委員会

第 25 条(構成)

代表委員会は執行委員、各専門委員長、学級委員長をもってこれを構成する。

第 26 条(機能)

代表委員会は、次の機能を持つ。

1. 会員の学校生活全般にわたる問題を企画、協議、決定する。
2. 学校側より指示または依頼された事項を実施或いは報告する。

第 27 条(代表委員会の召集)

代表委員会は必要に応じてこれを召集する。

第 28 条(決議事項の通告)

代表委員会での決議事項は、学校長の承認を得てから全会員に通告する。

第 5 章 専門委員会

第 29 条(機関)

本会の活動を有効にするために次の委員会を置く。

1. 風紀委員会
2. 環境委員会
3. 保健委員会
4. 図書委員会
5. 体育委員会
6. 交通安全委員会
7. 静学祭実行委員会
8. 防災委員会

第 30 条(構成)

専門委員会は各学級より選出された 2 名の委員により構成される。各専門委員の任期は 1 年とする。

委員会には原則として委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった時にはこれを代行する。

委員長の任期は 10 月～翌年度 9 月までとする。

第 31 条(召集)

各専門委員会は、次の場合に召集される。

1. 委員長が必要と認めた時
2. 担当教員より要求があった時

第 32 条(委員会の職務)

各専門委員会の職務は次の通りである。

1. 風紀委員会
 - ・ 学校内外における会員の風紀に関する計画・指導。
2. 環境委員会
 - ・ 校内の清掃美化に関する計画・指導。
3. 保健委員会
 - ・ 会員の保健・衛生の向上に関する計画・指導。
4. 図書委員会
 - ・ 学校図書の管理、貸出し。
5. 体育委員会
 - ・ 体育大会、球技大会の立案運営。
6. 交通安全委員会
 - ・ 交通安全に関する計画・指導。
7. 静学祭実行委員会
 - ・ 文化祭の企画・運営。
8. 防災委員会
 - ・ 地域防災に関する計画・運営。

第 6 章 選挙管理委員会

第 33 条(地位)

選挙管理委員会は目的を達成するため、執行機関から独立して存在する。

第 34 条(目的)

選挙管理委員会は本会役員選挙を公正に行うことを目的とする。

第 35 条(構成)

選挙管理委員会は各学級から選出された 2 名の委員により構成される。

委員会には原則として委員長 1 名、副委員長 1 名とし、委員の互選により選出する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった時にはこれを代行する。

第 36 条(召集)

選挙管理委員会は、次の場合に召集される。

1. 委員長が必要と認めた時
2. 担当教員より要求があった時

第 37 条(選挙管理委員会の任務)

選挙管理委員会の任務は次の通りである。

1. 生徒会役員選挙の告示
2. 立候補の受付と審査
3. 選挙運動の管理
4. 投票および開票に関する事務
5. その他選挙に関する一般事務

第7章 学級委員会(ホームルーム)

第38条(学級委員会の地位)

学級委員会(ホームルーム)は、本生徒会運営上最も基礎的な活動単位であり、代表委員会及び各専門委員会より附託された事項について審議し、実行する。

第39条(学級委員会の構成)

各学級委員会には、次の委員を置く。

1. 学級正副委員長 各1名
2. 風紀委員 3. 環境委員 4. 保健委員 5. 図書委員 6. 体育委員
7. 交通安全委員 8. 静学祭実行委員 9. 防災委員 10. 選挙管理委員 各2名

第8章 部活動

第40条(参加資格)

部活動はすべての会員が参加できる。

第41条(総務)

総務は生徒会長並びに副会長がこれに当たる。

第42条(構成)

部は次の通りである。

1. 運動部

- | | |
|---------------|---------|
| ・ 野球部 | ・ 陸上競技部 |
| ・ 男女卓球部 | ・ 体操部 |
| ・ 男女テニス部 | ・ 水泳部 |
| ・ 男女バスケットボール部 | ・ 柔道部 |
| ・ 男女バレー部 | ・ 剣道部 |
| ・ サッカー部 | ・ 応援指導部 |
| ・ ハンドボール部 | |

2. 文化部

- | | |
|---------|---------|
| ・ 吹奏楽部 | ・ 書道部 |
| ・ 理科部 | ・ 百人一首部 |
| ・ 美術部 | ・ 文芸部 |
| ・ 歴史研究部 | ・ 茶道部 |
| ・ 演劇部 | ・ 華道部 |
| ・ 合唱部 | ・ 囲碁将棋部 |
| ・ 写真部 | ・ パソコン部 |

第43条(部長・副部長)

各部には、部長、副部長を置き、互選とする。副部長は部長を補佐し、部長に事故があった時にはこれを代行する。

第44条(部長会議)

部活動の連絡運営のために各部の部長で組織する部長会議を置く。

次の場合に部長会議を開くことができる。

1. 生徒会長が必要と認めた時
2. 2名以上の部長の要求があった時
3. 学校または担当の教員より要求があった時

第45条(議長)

部長会議の議長・副議長は生徒会長並びに副会長がこれに当たる。

第46条(顧問)

各部には学校長の委嘱した顧問を置く。

第47条(各部の設置・廃止)

各部の設置及び廃止は、部長会議、代表委員会の決定の後、職員会議の諮問の上学校長が決定する。

第48条(予算)

各部の予算は部長会議で審議した後、執行委員会で決定する。

第9章 学校長及び顧問教師

第49条(助言と指導)

職員は顧問としてすべての会議に出席し、助言と指導を与えることができる。

第50条(承認)

生徒総会、代表委員会での決議事項はすべて学校長に報告し、その承認を得て効力を発する。

第10章 改正 等

第51条(規約の改正)

本規約の改正は、代表委員会での審議を経てこれを発議し、会員に提案してその承認を経なければならない。この承認には、生徒総会に於いてその出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第52条

本規約は本会最高法規であって、この条規に反する規則はその効力を有しない。

附 則

本規約は、令和3年(2021年)4月1日より発効する。